

事故とは

自動車を少しでも損傷したり相手の人や物に損害を与えたことをいいます。

■事故を起こしたら、必ず次の処置を取ってください。

もよりの警察に届け出て、受けつけてくれた警察官の氏名を聞くと共に現場検証を受けてください。

また、当社営業所にもご報告下さい。

■次のような事故は、お客様の責任になります。ご注意ください。

(保障制度が適用できないことがあるケース)

- 飲酒運転、スピード違反等の悪質運転。警察と営業所に事故報告を怠った時。
- 承認を受けなかった方が運転した場合。
- 携帯電話使用による走行中の事故。
- カーナビ操作による走行中の事故。
- タイヤのパンク・ホイールキャップの紛失。
- 鍵をつけたまま車両盗難にあった場合や、鍵の紛失。
- 契約時間を無断で超過した場合の事故。(したがいまして、時間オーバーの恐れのある時は事前にご連絡ください。)
- 相手側に過失があり、賠償を求める事故(求償事故)は特に慎重を期さなければなりませんので、必ず営業所に報告して指示を受けてください。
- 賃借契約および自動車保険約款に違反した場合。